

## 第三百二十三号議案

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「ある者」の下に「（指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第四項の認定の日までの間にあるものをいう。第四項において同じ。）を除く。）」を加え、「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第二項中「百分の四」を「百分の十」に改め、同条第四項中「者」の下に「及び指導改善研修被認定者」を加える。  
附則に次の二項を加える。

7 次の表の上欄に掲げる期間における第三条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の十」とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和八年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の五
令和九年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の六
令和十年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の七

令和十一年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の八
令和十二年一月一日から同年十二月三十一日まで	百分の九

#### 附 則

- 1 この条例は、令和八年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十五条第一項の規定による認定を受けた者であつて施行日の前日までに同条第四項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の規定による教職調整額並びに学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）第十七条の規定による超過勤務手当及び同条例第十八条の規定による休日給の支給については、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第三条第一項及び第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### （提案理由）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行による公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）の改正に伴い、教職調整額に係る率を見直す必要がある。